

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、企業理念である「フードビジネスプロデューサーとして大手の荒波を受ける中小飲食店のための防波堤となり、共に成長していくことを目指す」ことを追求し、継続的な企業価値の向上を達成するために活動しております。コーポレートガバナンスの重要性につきましては十分に認識しており、意思決定の迅速化、経営責任の明確化、コンプライアンス体制の充実・強化及び適時・適切な情報開示などを通じて、経営の透明性・公共性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社あさしお	2,118,800	14.80
森下 篤史	1,666,500	11.64
福島工業株式会社	960,000	6.70
株式会社マルゼン	510,000	3.56
長谷川 朋子	444,100	3.10
森下 壮人	442,800	3.09
山田 暁子	424,000	2.96
森下 潔子	422,000	2.94
森下 和光	400,400	2.79
テンポスバスターズ従業員持株会 理事長 嶋利幸	113,800	0.79

支配株主(親会社を除く)の有無	森下 篤史
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	4月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

森下篤史氏は、その近親者および近親者等が議決権の過半数を所有する会社を含め、当社発行株式総数の過半数を所有しており支配株主にあたります。

支配株主との取引においては、他の取引と同様に透明性を保ち、少数株主の利益を尊重し、適正な手続きを行っており、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
澤田智廣	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
澤田智廣		当社に勤務経験はございません。	澤田智廣氏は、創業者としての経験を通じて、経営実務の見識があることに加え、当社業務との利益相反関係に該当する事項がないことから社外取締役及び独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と隔月に一度程度の打ち合わせを行っており、内部監査部門と月に一度程度の打ち合わせを行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
樋口 宣行	他の会社の出身者													
清水 孝	他の会社の出身者													
増田 洋一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
樋口 宣行		当社に勤務経験はありません。	樋口宣行氏につきましては、長年にわたる事業経営と企画運営の経験を生かし、当社の監査業務をこなす能力を保有していることに加え、当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、その独立性は十分に確保されていると判断し、社外監査役及び独立役員として選任しております。
清水 孝		当社に勤務経験はありません。	清水孝氏につきましては、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることに加え、当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、その独立性は十分に確保されていると判断し、社外監査役及び独立役員として選任しております。
増田 洋一		当社に勤務経験はありません。	増田洋一氏につきましては、経営者として長年事業を行っており、経営の専門的な知識及び経験を有するものであることに加え、当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、その独立性は十分に確保されていると判断し、社外監査役及び独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

樋口宣行氏および清水孝氏は常勤監査役であります。
澤田智廣氏並びに増田洋一氏は、定時取締役会において適切なお意見を頂いております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、企業価値の向上を目指すことを目的として、新株予約権の無償付与を行うものであります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

グループ全体で業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、企業価値の向上を目指すことを目的として付与対象者を選定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

役員報酬の内容(前事業年度)
社内取締役:35,780千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	なし
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役は、管理部長および内部監査室室長と打ち合わせを密に行っております。また、「管理チェック」のミーティングを通じて、「管理チェック」そのものの監査も行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は業務執行状況の監督及び経営上の重要事項についての意思決定機関として、原則として月1回開催し、必要に応じて随時開催しております。

また、代表取締役社長、担当役員、監査役及び関係会社代表で構成するグループ会議を毎月1回同時に開催し、業績及び施策の実施状況を確認し、経営の効率化・健全性・透明性の確保並びに意思決定の迅速化に取り組んでおります。

当社は監査役制度を採用しております。監査役は常に取締役会に出席し、適宜、意見の表明を行い、経営状況の把握、法令遵守等の監査を行っております。現在、監査役の体制は常勤社外監査役2名及び非常勤社外監査役1名の3名の体制としております。

当社では、社長直属に内部監査室(室長1名)を設置しており、業務が内部統制下において、関係法令、定款及び社内諸規程に従い、適正かつ有効に運用されるよう「内部監査規程」に基づき当社及び当社グループの内部監査を実施いたしております。また、監査役会及び会計監査人に対して業務監査結果を報告することで、監査役及び会計監査人との連携を図っております。

顧問契約を締結している弁護士からは必要に応じアドバイスを受けております。公認会計士監査は、有限責任大有監査法人に依頼し、通常の会計監査を受けており、その過程において経営上の課題等についてもアドバイスを受けております。また、当社からあらゆる情報・データを提供し、迅速・正確な監査が実施しやすい環境を整備しております。

業務を監査した公認会計士の氏名は次のとおりであります。
指有限責任社員 業務執行社員 岩村 浩秀氏

指定有限責任社員 業務執行社員 坂野 英雄氏
それぞれ継続監査年数は7年以内であります。
なお、当社と上記監査法人または業務執行社員との間に利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の社外取締役は、業務執行に対する監督を強化することおよび会社経営に対する幅広い助言を与えること等の役割を担い、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有しており、会社経営等の経験や深い見識を有しています。

監査役会設置に加え、上記社外取締役を選任していることも踏まえ、当社は、現状の体制により当社のコーポレート・ガバナンスが十分に機能していると考えておりますが、経営環境の変化を踏まえて、最適なコーポレート・ガバナンス体制を構築すべく、継続的な改善をはかっていきます。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	本決算と第2四半期決算の2度、当社店舗および日本証券アナリスト協会にて開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算と第2四半期決算の2度、当社店舗および日本証券アナリスト協会にて開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	上記説明会にて使用しました資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部 及川哲朗	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	一定の条件を満たした取締役及び従業員、子会社の取締役及び従業員、その他それらに準じた者に対して、子会社の設立や増資時の出資の権利を与えております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を整備するための基本方針を下記に定める。

1. 取締役および執行役員ならびに使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規定をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育を行う。内部監査室および管理部は、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は適宜取締役会および監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について社員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役および監査役は文書管理規程により常時、これらの文章等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、順次規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、管理部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的項目に基づき活動する。取締役会において定期的に進捗状況をレビューし、改善を促していく。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 グループの子会社毎の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令順守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、本社管理部はこれらを横断し、管理する。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査担当等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については毎月行う店舗チェック管理チェックの報告を活用する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長、管理部長並びに会計監査人との間で定期的な意見交換会を設定する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や健全な事業活動に悪影響を及ぼす反社会的勢力との関係遮断に対する取組みを、業務の適正を確保するために必要な法令等遵守及びリスク管理事項として位置づける。

反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を取り、その関係を遮断し、その体制を整備する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にありません。

